

輪島市監査公表第15号

平成27年1月22日付発監査第272号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成27年 2月23日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





發文第 5 1 9 号

平成 2 7 年 2 月 1 9 日

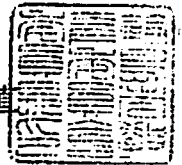


輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小 橋 明 直



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 文 化 課

監査執行年月日 平成27年1月16日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>○収蔵品台帳について</p> <p>角海家の収蔵物については、専門家に調査委託し計画的に整備を進め、今年3月末に完成されることが伺われた。今後、完成された収蔵品台帳を大いに活用され、展示等の充実に努められたい。</p>	<p>平成20年度より進めてきた角海家収蔵物の調査は、今年3月末に完了する見込みである。今後は、収蔵品台帳を完成させ、それらを活用して展示等の充実に努められたい。</p>	<p>措置方針等</p>